

# 函館港港湾施設等使用料

# LIST OF CHARGES

## ●函館市入港料条例

※昭和52年3月31日 条例第16号 抜粋（令和元年10月現在）

### ●入港料の料率等

- 第3条1 入港料の料率は、入港1回につき総トン数1トンまでごとに次のとおりとする。  
 (1) 外航船舶（本邦の港と本邦以外の地域の港を往来する船舶をいう。以下同じ。） 2円16銭  
 (2) 外航船舶以外の船舶…………… 1円18銭
- 第3条2 次の各号の一に該当する場合は、当該各号の定めるところにより入港回数を算定する。  
 (1) 同一船舶が1日に2回以上入港する場合は、1日につき入港1回とみなす。  
 (2) 同一船舶が1月に11回（1日に2回以上入港する場合の入港回数は、1回とみなす。）以上入港する場合は、1月につき入港10回とみなす。

### ●入港料を徴収しない船舶

- 第4条 法第44条の第1項ただし書に規定する船舶のほか、  
 総トン数700トン未満の船舶からは、入港料を徴収しない。

## ●港湾施設等使用料

(令和2年4月1日現在)

区 分		金 額	
1. 岸壁・けい船くい使用料	(1) プレジャーボート以外の船舶一隻につき	外航船舶 以外の船舶	外航船舶
	ア. けい留時間が12時間まで		
	(ア) 総トン数 50トン未満の船舶	231円	210円
	(イ) 総トン数 50トン以上100トン未満の船舶	462円	420円
	(ウ) 総トン数100トン以上の船舶		
	総トン数1トンまでごとに	9円24銭	8円40銭
	イ. けい留時間が12時間を超え24時間まで		
	(ア) 総トン数 50トン未満の船舶	308円	280円
	(イ) 総トン数 50トン以上100トン未満の船舶	616円	560円
	(ウ) 総トン数100トン以上の船舶		
	総トン数1トンまでごとに	12円32銭	11円20銭
	ウ. けい留時間が24時間を超えるとき超える時間 12時間までごとの分		
	(ア) 総トン数 50トン未満の船舶	154円	140円
	(イ) 総トン数 50トン以上100トン未満の船舶	308円	280円
(ウ) 総トン数100トン以上の船舶			
総トン数1トンまでごとに	6円16銭	5円60銭	
(2) プレジャーボート艇の長さ17メートルまでごとに一隻につき			
ア. けい留が1月未満1日につき	8円80銭	8円	
イ. けい留が1月以上1年未満1月につき	275円	250円	
ウ. けい留が1年以上1年につき	3,300円	3,000円	
2. 物揚場使用料	(1) プレジャーボート以外の船舶一隻につき		
	ア. 常時使用けい留1月までごとに		
	(ア) 総トン数30トン未満の船舶	2,772円	2,520円
	(イ) 総トン数30トン以上50トン未満の船舶	5,544円	5,040円
	(ウ) 総トン数50トン以上の船舶	9,240円	8,400円
	イ. 臨時使用けい留1日までごとに		
	(ア) 総トン数30トン未満の船舶	143円	130円
	(イ) 総トン数30トン以上50トン未満の船舶	275円	250円
	(ウ) 総トン数50トン以上の船舶	462円	420円
	(2) プレジャーボート艇の長さ17メートルまでごとに一隻につき		
	ア. けい留が1月未満1日につき	8円80銭	8円
	イ. けい留が1月以上1年未満1月につき	275円	250円
	ウ. けい留が1年以上1年につき	3,300円	3,000円
	3. 上屋使用料	(1) 指定保税上屋以外の上屋	
ア. 一般使用			
(ア) 15日までの分1平方メートルまでごとに1日につき		11円	
(イ) 16日以後の分1平方メートルまでごとに1日につき		13円20銭	
イ. 専用使用1平方メートルまでごとに1月につき		385円	
(2) 指定保税上屋			
ア. 一般使用（見本展示および貨物の加工をする場合を除く。）			
(ア) 5日までの分		無 料	
(イ) 6日から15日までの分1平方メートルまでごとに1日につき		11円	
(ウ) 16日以後の分1平方メートルまでごとに1日につき		13円20銭	
イ. 専用使用1平方メートルまでごとに1月につき		385円	
(1) 通常使用		特定使用 以外の使用	特定使用
ア. 荷さばき地			
(ア) 15日までの分1平方メートルまでごとに1日につき			
a. 舗装地	2円9銭	1円90銭	
b. 未舗装地	1円76銭	1円60銭	
(イ) 16日以後の分1平方メートルまでごとに1日につき			
a. 舗装地	3円74銭	3円40銭	
b. 未舗装地	3円41銭	3円10銭	
イ. その他用地（道路を除く。） 1平方メートルまでごとに1月につき			
(ア) 舗装地	62円70銭	57円	
(イ) 未舗装地	49円50銭	45円	
4. 港湾施設用地使用料	ウ. 道路	函館市道路占用料徴収条例 (昭和45年函館市条例第26号) 別表に掲げる額	
	(2) 目的外使用	特定使用 以外の使用	特定使用
	ア. 荷さばき地		
	(ア) 15日までの分1平方メートルまでごとに1日につき		
	a. 舗装地	3円13銭	2円85銭
	b. 未舗装地	2円64銭	2円40銭
	(イ) 16日以後の分1平方メートルまでごとに1日につき		
	a. 舗装地	5円61銭	5円10銭
	b. 未舗装地	5円11銭	4円65銭
	イ. その他用地（道路を除く。） (ア) 駐車使用以外の使用1平方メートルまでごとに1月につき		
	a. 舗装地	94円5銭	85円50銭
	b. 未舗装地	74円25銭	67円50銭
	(イ) 駐車使用自動車1台1月につき	3,000円	

区 分		金 額	
5. 船舶給水施設使用料	岸壁給水	特定給水 以外の給水	特定給水
	(1). 基本料金		
	ア. 5立方メートルまで	1,980円	1,800円
	イ. 5立方メートルを超える分1立方メートルまでごとに	396円	360円
	(2). 割増料金		
ア. 勤務時間外の給水および冬期間（12月1日から翌年3月31日まで。以下同じ。）における勤務時間内の給水	給水の種別に応じ、それぞれの基本料金の額の15割に相当する額		
イ. 冬期間における勤務時間外の給水	給水の種別に応じ、それぞれの基本料金の額の20割に相当する額		
6. 可動橋施設使用料	総トン数1トンまでごとに使用1回につき	1円94銭	
	7. 移動式荷役機械使用料	(1) ジブクレーン1台につき	
ア. 使用時間が1時間まで		41,905円	
イ. 使用時間が1時間を超えた後30分までごとに		20,952円	
(2) リーチスタッカ1台につき			
ア. 使用時間が1時間まで	5,238円		
イ. 使用時間が1時間を超えた後30分までごとに	2,619円		
8. 冷凍コンテナ用電気供給施設使用料	コンセント1口につき1時間までごとに	136円	
	9. 公共空地占用料	(1) (2)に掲げるもの以外のものの占用	
ア. 1月未満の占用1平方メートルまでごとに		2円20銭	
イ. 1月以上の占用1平方メートルまでごとに1年につき		24円	
(2) プレジャーボートの保管に係るものの占用			
ア. 1月未満の占用1平方メートルまでごとに	6円60銭		
イ. 1月以上の占用1平方メートルまでごとに1年につき	72円		
10. 水域占用料	(1) 船舶およびはしけのけい留ならびに建物および附属工作物、棧橋、橋りょう、船台、けい船くいその他これらに類するもの設置による占用		
	ア. 1月未満の占用1平方メートルまでごとに	3円2銭	
	イ. 1月以上の占用1平方メートルまでごとに1年につき	33円	
	(2) 水底管の設置による占用		
	ア. 1月未満の占用1平方メートルまでごとに	1円46銭	
	イ. 1月以上の占用1平方メートルまでごとに1年につき	16円	
(3) プレジャーボートのけい留に係るもの設置による占用			
ア. 1月未満の占用1平方メートルまでごとに	9円7銭		
イ. 1月以上の占用1平方メートルまでごとに1年につき	99円		
11. 土砂採取料	1立方メートルまでごとに	61円60銭	
備 考			
1. 使用料の額が月単位で定められているものに係る使用の期間が1月未満であるとき、または使用の期間に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。			
2. 占用料の額が年単位で定められているものに係る占用の期間が1年未満である場合または占用の期間に1年未満の端数がある場合における占用料の額は、月割りによって計算する。この場合において、1月未満の端数が生じたときは、これを1月とする。			
3. 外航船舶とは、本邦の港と本邦以外の地域の港を往来する船舶をいう。			
4. プレジャーボートの艇の長さは、艇の最先端から最後尾までのメートル実測とし、1メートルは、3.28フィートで計算する。			
5. 常時使用とは、1月単位でのけい留をいい、臨時使用とは、1日単位でのけい留をいう。			
6. 特定使用とは、電柱、地下埋設物、架空工作物その他これらに類するものを設置するための使用であって、その期間が1月以上のものをいう。			
7. 駐車使用とは、港湾施設の管理業務に従事する職員その他市長が定めるものが通勤のための自動車を駐車するために使用することをいう。			
8. 駐車使用の期間の始期または終期が月中途である場合における当該月の使用料の額は、日割りによって計算し、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。			
9. 自動車とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）および軽自動車（二輪自動車を除く。）をいう。			
10. 特定給水とは、消費税法（昭和63年法律第108号）第7条第1項第1号または租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第85条第1項の規定に該当する給水をいう。			
11. 勤務時間とは、職員の勤務時間に関する条例施行規則（平成3年函館市規則第30号）第2条に規定する時間（職員の休日および休暇に関する条例（平成3年函館市条例第4号）第2条第1項に規定する日に係る当該時間を除く。）をいう。			